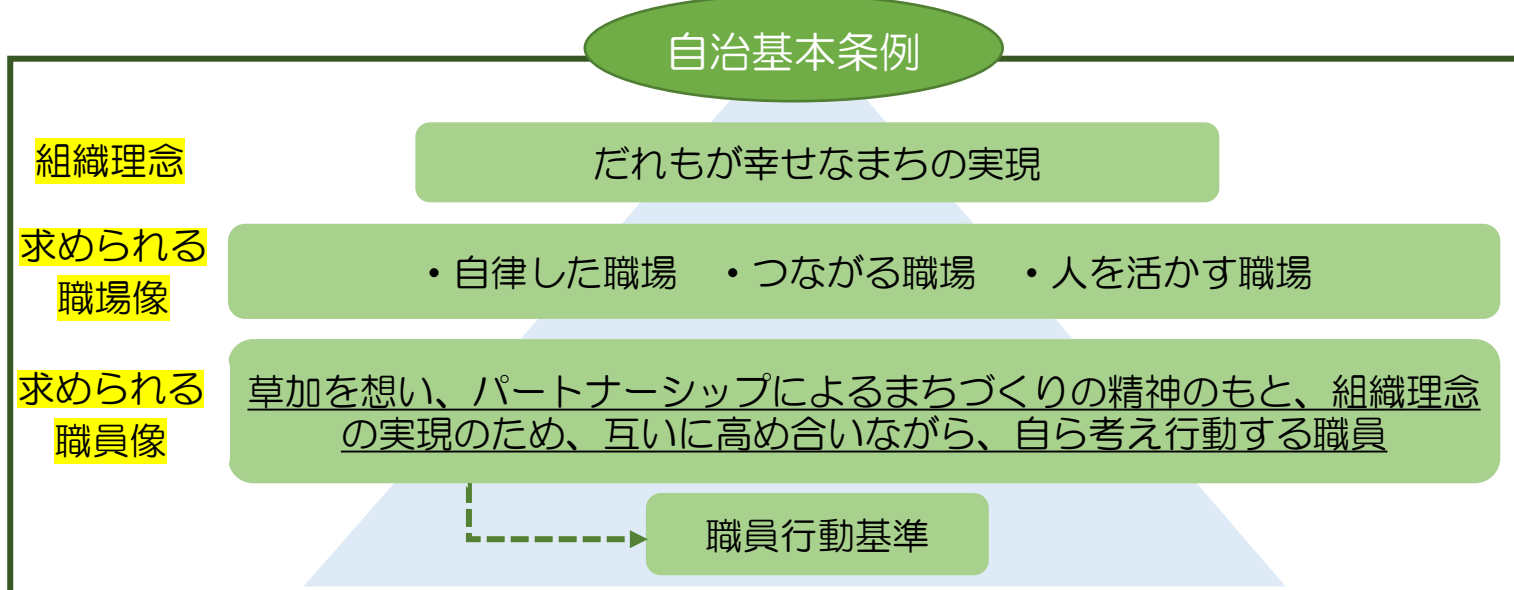


草加市人材育成基本方針(概要版)

第一章 草加市人材育成基本方針の概要

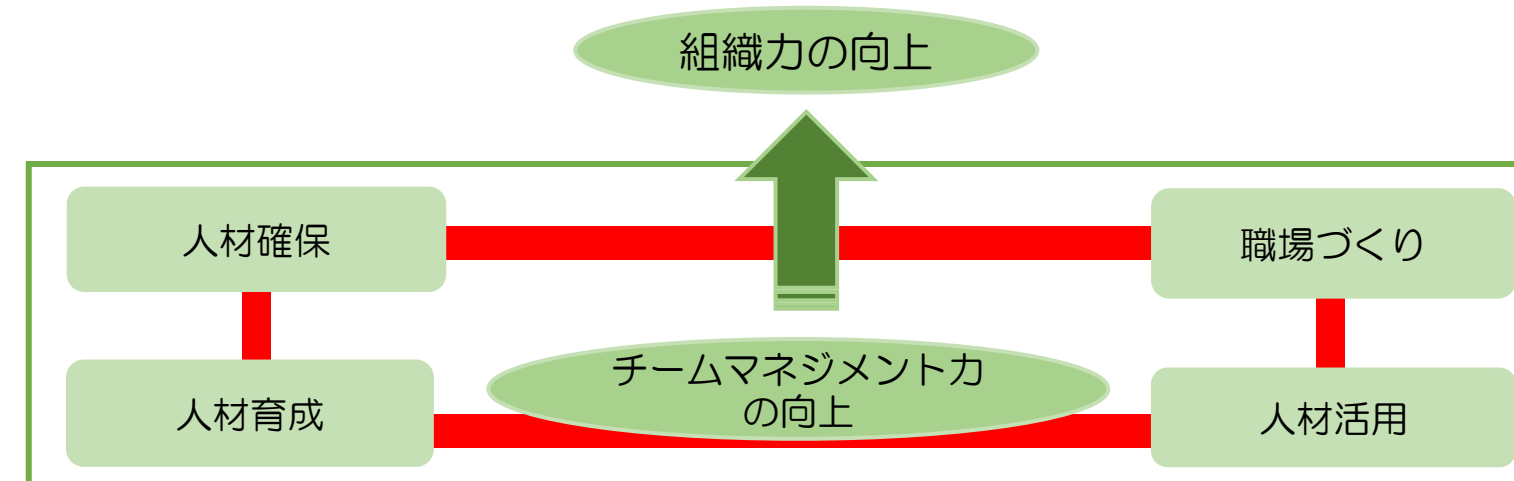
＜求められる職員像及び組織理念のイメージ＞



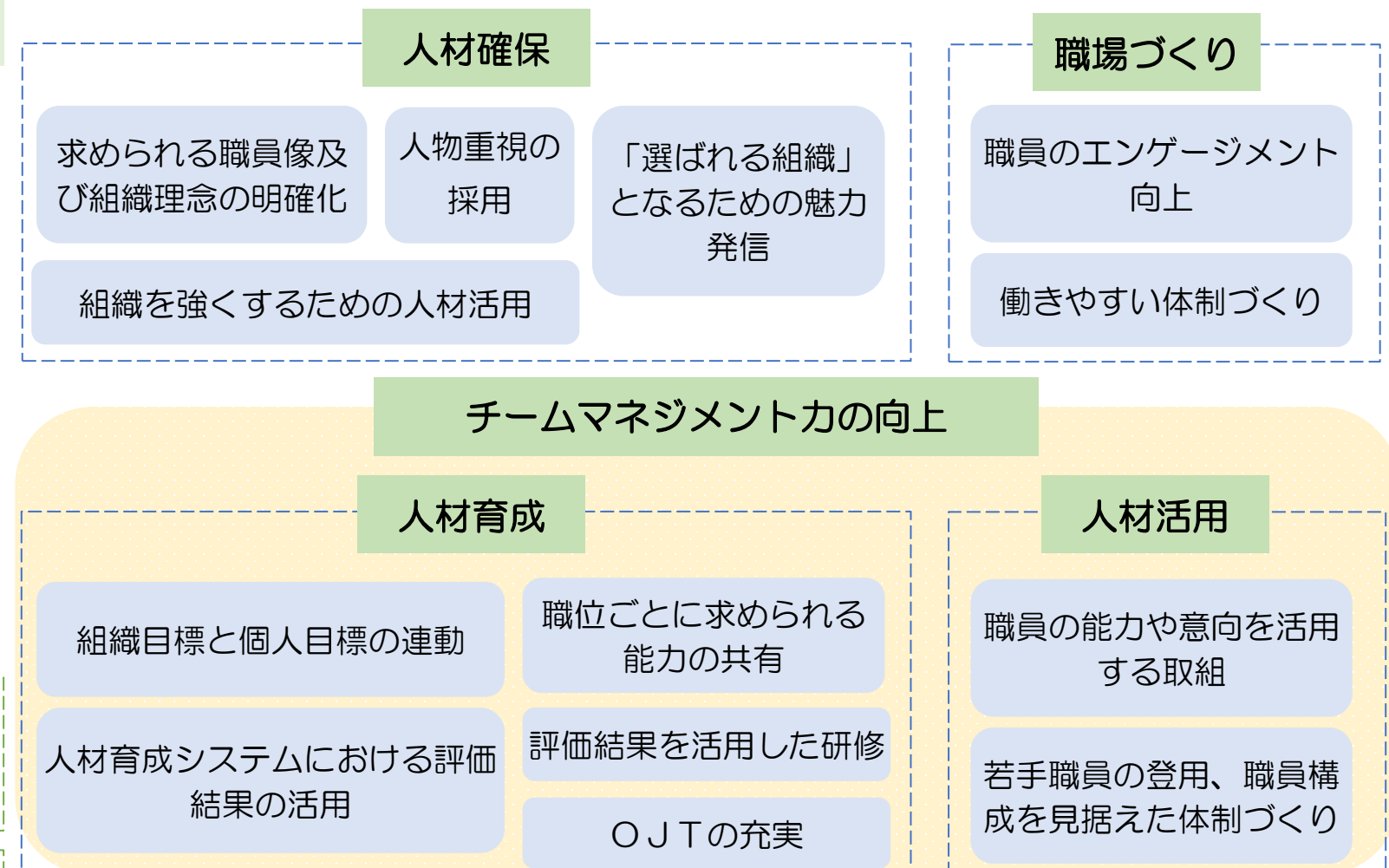
自治基本条例の理念を実現するため、『「だれもが幸せなまち」の実現』を組織理念とした上で、求められる職場像及び職員像を上記のとおりとし、市役所全体で人材育成を行います。

本方針については、社会情勢の変化等を捉えて適宜修正していくものとします。

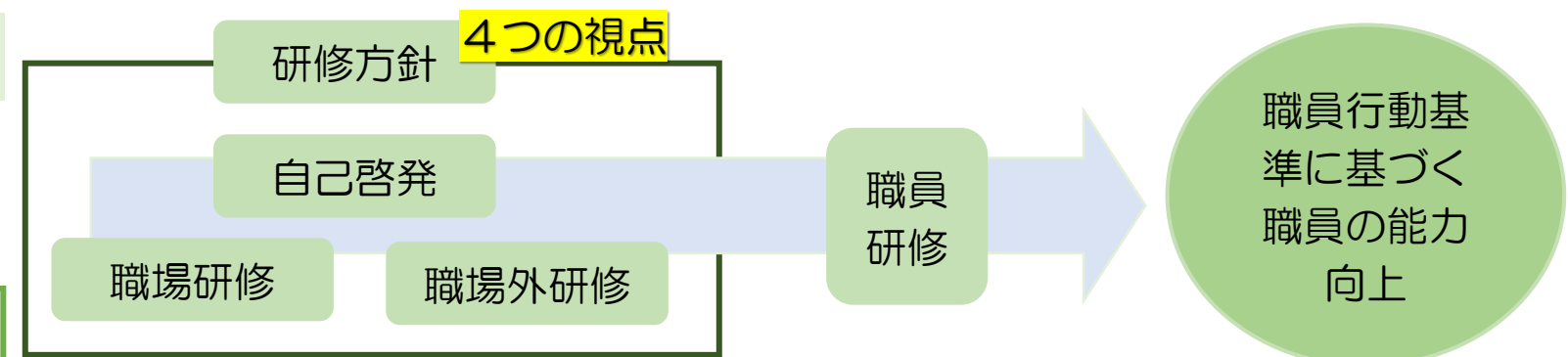
第二章 人材育成基本方針「4つの要素」



今後は、地方自治体においても「人材マネジメント」の視点に立ち、人材育成の取組を総合的に進めていくことが必要となります。そのため、本市では、上記の「4つの要素」を有機的に結び付け、次に掲げる取組を中心に好循環させることで、組織力の向上につなげていきます。



第三章 「職員研修」による人材育成



職員の能力を最大限発揮するために策定した「4つの視点」を基に研修内容の充実を図りながら、自己啓発、職場研修や職場外研修等を組み合わせ、研修の熟度を高めていき、職員の能力向上を目指します。

第四章 「人材育成推進体制」による人材育成

職員個人、管理監督職、人材育成担当部署、人材育成推進委員会がそれぞれの役割を認識し、連携を取りながら人材育成を効果的に進めていきます。